

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 27 年 10 月 28 日（水）午前 8 時 58 分～午前 9 時 22 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、会計管理者 欠席者：議会事務局長
議 題	1 平成 27 年第 4 回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1 について：提案のとおり、提出議案として決定する。 議題 2 について：第 4 回市議会定例会の招集期日は、12 月 2 日（水）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (発信者) ○印＝構成員 ●印＝説明員	議題 1 平成 27 年第 4 回市議会定例会提出議案について (1) 武蔵村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 (企画財務部長説明) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）（以下「番号法」という。）の施行に伴い、必要な事項を条例で定める必要があるため、本案を提出する。 番号法の規定に基づき、本市において個人番号を利用する事務（以下「独自利用事務」という。）について以下の 3 項目を規定する必要があることから、新たに本条例を制定するものである。 (1) 法第 9 条第 2 項に基づく法定事務の庁内連携 (2) 法第 9 条第 2 項に基づく独自利用事務 (3) 法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供 施行期日は、平成 28 年 1 月 1 日からとする。ただし、独自利用事務に関する規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 なお、新規条例のため、例規文書審査会に付議する。 10 月 30 日を期限としてパブリックコメントを行っているが、今のところ意見はない。また、検討素案を添付しているので、参照されたい。 (質 疑) ○ 施行期日を、平成 28 年 1 月 1 日と 4 月 1 日に分けているの

は、どのような理由からか。

- 平成 28 年 1 月 1 日は法の施行日であり、それに合わせたものである。独自利用事務は、年度替わりの方が事務の取扱い上わかりやすいことから、平成 28 年 4 月 1 日からとしている。
- 市の独自利用事務について、条例改正は必要ないのか。
- 独自利用事務は、別表第 1 に 24 の事務を新規で定めている。
- 事務が規定されている対象条例は改正する必要はないのか。
- 条例そのものは改正する必要はないが、施行規則で申請様式を定めている場合は、個人番号記載欄を設ける等の改正は必要である。それは平成 28 年 4 月 1 日までに行う。

(結 論)

提出議案として決定する。

(2) 武蔵村山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）の改正に伴い、第 1 条中「第 29 条第 4 項」を「第 35 条第 4 項」に改める。

施行期日は、法の施行に合わせて、平成 28 年 4 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

常勤の特別職の職員の 12 月期の期末手当の支給率を改定する必要があるので、本案を提出する。

常勤の特別職の職員の 12 月期の期末手当の支給率を改正する。具体的には 0.1 月分引き上げる。

施行期日は、公布の日から施行し、平成 27 年 12 月 1 日から適用させる。

なお、一般職の職員の給与改定に準じて改正する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(総務部長説明)

一般職の職員の給料の額を改正する必要があるので、本案を提出する。

行政職給料表(1)・(2)を東京都に準拠し、改正する。

施行期日は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用させる。

なお、職員の給与改定については、東京都人事委員会の勧告に準じて実施している。公民較差解消に基づく主な勧告内容は次のとおりである。

(1) 行政職給料表(1)を 0.1% (平均改定率) 引上げ

(2) 期末・勤勉手当の年間支給月数を 0.10 月分引上げ

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する条例  
(市民部長説明)

地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号)等の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

(1) 納税者の申請に基づく換価の猶予制度の新設並びに徴収の猶予及び職権による換価の猶予についての所要の見直しに伴い、規定を整備するものである。

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)の施行に伴い、個人番号又は法人番号に係る規定を整備するものである。

(3) 減免の申請期限について、「納期限前 7 日」を「納期限」とするものである。

(4) その他所要の規定の整備を行うものである。

施行期日は、平成 28 年 1 月 1 日からとする。ただし、(1)及び(3)の改正規定については平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(質 疑)

○ 減免の申請期限について、納期限ぎりぎりに申請があった場合、事務処理は間に合うのか。

● 生活困窮者等で、全額減免ではなく一部減免の場合は、期限当日に申請があつて未納の場合は、延滞金が発生する可能性はあるが、30 日ほど遅れない限り延滞金は発生しない。減免決定通知が本人に届いてから納付してもらうなどすれば、納税者の不利にはならない。納税後でも還付処理ができるので、問題はない。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 武蔵村山市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例  
(高齢・障害担当部長説明)

武蔵村山市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正し規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

武蔵村山市特殊疾病患者福祉手当条例第 3 条（支給要件）に武蔵村山市心身障害者福祉手当条例（昭和 45 年武蔵村山市条例第 7 号）第 4 条に規定する手当の支給を受けているものを支給対象としない規定を追加し、第 4 条（手当の額）に規定する手当の額を 6,600 円から 7,000 円に改める。

施行期日は、平成 28 年 8 月 1 日からとする。

また、武蔵村山市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則で定める疾病について、難病医療費助成制度の対象疾病の拡大に伴い、対象疾病を追加し、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(質 疑)

- 対象疾病を追加する旨の記載は備考欄でよいのか。
- 施行規則で定めており、条例改正ではないため、備考欄に記載をしている。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市介護保険条例の一部を改正する条例  
(高齢・障害担当部長説明)

市民税等の減免申請期限が改正されることに伴い、介護保険料についても規定の整備を行うため、本案を提出する。

第 9 条第 2 項の「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、同条第 3 項の次に、特別徴収の取扱いについて市長が規則で定める旨を追加する。

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 平成 27 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 6 号）  
(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

なお、各課のヒアリングは終了し、今後財政課にて査定をし、11月11日に理事者ヒアリングを行う予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 平成 27 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

(都市整備部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 平成 27 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

(市民部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市立のぞみ福祉園の指定管理者の指定について

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

公の施設の名称は武蔵村山市立のぞみ福祉園、所在地は武蔵村山市本町五丁目 22 番地の 1 である。

指定管理者候補者の名称は社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会、所在地は武蔵村山市学園四丁目 5 番地の 1、代表者は会長高山 泉である。

指定の期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 教育委員会委員の任命について

(企画財務部長説明)

	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、本案を提出する。</p> <p>武蔵村山市教育委員会の委員が、平成27年12月31日付で任期満了となるので、後任の委員を任命するものである。</p> <p>教育委員会委員の任期は、平成28年1月1日から平成31年12月31日までの4年間である。任命する委員は1名である。</p> <p>なお、人事案件のため追加予定であり、武蔵村山市教育委員会委員の土田 三男氏の任期満了によるものである。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p><b>【報告事項】</b></p> <p>(1) 専決処分の報告について (高齢・障害担当部長説明)</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。</p> <p>平成27年9月16日(水)午前11時30分頃、プラチナ・シニアホーム武蔵村山(伊奈平五丁目16番地の1)の敷地内駐車場において、職員が庁用車を転回するためバックした際、後方の庭園灯に気付かず接触し破損させる事故が発生した。</p> <p>示談については、平成27年10月末日までに成立予定である。損害賠償額は39,960円である。</p> <p>(結 論)</p> <p>報告事項として決定する。</p> <p>議題2 その他</p> <p>(1) 第4回市議会定例会の招集期日について 第4回市議会定例会の招集期日は12月2日(水)である。</p>
--	--

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>開 示</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示(根拠法令等: )</p> <p><input type="checkbox"/>非 開 示(根拠法令等: )</p>
--------------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課(内線:374)</p>
--------------	----------------------------

(日本工業規格A列4番)